

香川県警察広告事業(香川県高松北警察署広告設置業務)実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県高松北警察署（以下「施設」という。）における広告事業（以下「事業」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、香川県広告事業実施要綱（平成17年10月26日政策部長通知。以下「要綱」という。）及び香川県広告事業実施基準（平成17年10月26日政策部長通知。以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(事業の種類)

第3条 事業の種類は、施設内における広告の掲示とする。

(事業の対象範囲等)

第4条 事業の対象範囲等については、要綱第4条及び基準の規定による。

2 前項の規定によるほか、施設の性質等により適当でない、又は社会通念上妥当でないと認められる場合は、広告主又は広告の内容とすることはできない。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、数量及び掲示場所等については、別に定める。

(事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は5年以内とし、別に定める。

(募集)

第7条 事業において広告を掲示できる者（以下「広告取扱業者」という。）は、広告代理店とし、公募により募集する。

2 前2条のほか前項の募集に関し必要となる事項は、別に定める。

(決定)

第8条 警察本部長は、前条の募集に対し応募があったときは、第4条及び第5条の規定に基づき、応募の内容等が適当であると認められる者のうち、県警察が定める予定価格を上回る広告料の見積金額が最も高額な者を広告取扱業者に決定する。この場合において、広告料の見積金額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選により決定するものとする。

2 警察本部長は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

3 警察本部長は、第1項の規定により決定した広告取扱業者が、香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）の規定による施設に係る行政財産の目的外使用許可（以下「許可」という。）の申請又は次条第1項に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

(契約の締結)

第9条 警察本部長は、知事が許可をしたときは、広告取扱業者と事業に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 契約は、許可に係る附款とする。

(広告取扱業者の責任及び費用負担)

第10条 広告取扱業者は、広告の作成（募集を含む。）、広告の掲示及び撤去並びに掲示した広告の維持管理に関して、一切の責任を負うとともに、これに要する費用を負担しなければならない。

(広告内容等の審査及び修正)

第11条 警察本部長は、広告取扱業者が掲示しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を、あらかじめ広告取扱業者に提出させ、これを審査するものとする。

2 警察本部長は、前項の審査において、広告の内容等が第4条又は第5条の規定に反すると判断したときは、広告取扱業者に対し広告の内容等の修正等を指示するものとする。なお、広告が掲示中であっても同様とする。

(許可の取消し及び契約の解除)

第12条 警察本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すとともに、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに許可に係る使用料若しくは電気使用料又は契約に定める広告料の納付がない場合
- (2) 広告取扱業者が許可の条件又は契約の定めに違反した場合
- (3) 施設の広告掲示場所を公用又は公共用に供するために必要であると知事が認める場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業を継続することが適切でないと警察本部長が判断した場合

(広告料等の還付)

第13条 徴収した広告料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 徵収した使用料の還付については、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月24日から施行する。